

# 朝鮮独立問題と信託統治構想

——四大国「共同行動」の模索——

はじめに

- 一 民族自決主義と信託統治構想
    - 1 大西洋憲章と朝鮮独立問題
    - 2 臨時政府承認問題
    - 3 信託統治構想
  - 二 カイロ会談からヤルタ会談まで
    - 1 カイロ会談
    - 2 テヘラン会談
    - 3 ヤルタ会談
  - 三 米ソ対立の勃興と信託統治構想
    - 1 対ソ不信の拡大
    - 2 ポツダム会談
- おわりに

小  
此  
木  
政  
夫

## はじめに

ドイツ軍のソ連侵攻の約六カ月後、一九四一年二月七日（現地時間）、日本海軍の艦載機がオアフ島の真珠湾にある米海軍基地を攻撃した。これを契機にして、日本は太平洋戦域で米国、英国、オランダなどの激しい戦争に突入し、米国も日本およびドイツとイタリアに正式に宣戦布告した。世界各地の戦争が第二次世界大戦に統合され、チャーチル (Churchill, Winston S.) が「大同盟」と呼んだ米英ソの連合も全世界に拡大されたのである。残されたのは、日ソ戦争だけであった。しかし、それより約四カ月前の八月一日、ルーズベルト (Roosevelt, Franklin D.) 大統領とチャーチル首相は、ニューファウンドランドのプラセンティア湾で会談し、米英共通の戦争目的を大西洋憲章として劇的に宣言していた。しかも、領土不拡大、軍備制限、自由貿易、公海自由など、その八項目のうちの六項目は、第一次世界大戦当時、一九一八年一月にウィルソン (Woodrow) 大統領が連邦議会と上下両院議員の前に提示した世界平和のための「一四カ条」を復活させるものであった。とりわけ憲章第三項にある民族自決主義は、米国の建国精神を引き継ぐものとして、日米戦争の開始とともに、日本の植民地や支配地域、すなわち満州、台湾、朝鮮、南西太平洋諸島、その他にも適用されるべき原則になったのである。

それ以後、ドイツ降伏後の一九四五年七月、トルーマン (Truman, Harry S.) 大統領がベルリン郊外のポツダムで英ソ首脳と会談するまでの間に、米英ソ中の首脳はカイロ、テヘラン、そしてヤルタで会談した。とりわけカイロ会談では、ルーズベルト、チャーチル、蒋介石の三首脳が太平洋上の一切の島嶼を日本から剥奪し、満州、台湾および澎湖島を中国に返還することなどを誓約し、さらに「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、朝鮮をやがて自由かつ独立のものとする」決意を表明したのである。しかし、朝鮮の「自由・独立」と「やがて」はどのように

関係していたのだろうか。そもそも、主要連合国はそれぞれ朝鮮独立をどのように考えていたのだろうか。ルーズベルトはなぜ戦後朝鮮の国際的な信託統治を構想したのだろうか。そこには、いかなる戦略的な意味が込められていたのだろうか。また、米国務省はその戦後構想をいかに政策化しようとしたのだろうか。テヘラン、ヤルタ、ポツダム会談で、ルーズベルトはスターリン (Stalin, Joseph) の協力を獲得できたのだろうか。さらに、ドイツ降伏からポツダム会談までの間に、とりわけポーランド問題をめぐって勃興した米ソ対立は、朝鮮独立問題や信託統治構想にどのような影響を及ぼしたのだろうか。

## 一 民族自決主義と信託統治構想

### 1 大西洋憲章と朝鮮独立問題

日露戦争終結後、一九〇五年一月にソウルの公使館を率先して撤収してから、約三六年間にわたって、米国政府は日本の朝鮮支配を承認し、朝鮮民族主義運動への支援を抑制していた。その間の不介入政策を象徴したが、同年七月の桂太郎首相とタフト (Taft, William H.) 陸軍長官との会話(いわゆる「桂・タフト覚書」)である。しかし、日本軍による真珠湾攻撃によって、そのような不介入政策は法的に不必要になっただけでなく、道義的に不適切になった。なぜならば、ヨーロッパ大戦と対日戦争が大西洋憲章の下で理念的に統合されたからである。事実、重慶にある大韓民国臨時政府は、八月二十九日に「ルーズベルト・チャーチル宣言」の第三項と第八項に注目する声明を発表していたし、真珠湾攻撃後の十二月一日に「対日宣戦声明書」を発表して、大西洋憲章の各項目を韓国独立の実現に適用するように主張した。また、ワシントンに在住する著名な独立運動指導者である李承晩は、一月九日、国務省のホーンベック (Hornbeck, Stanley K.) 極東部長に「不可避的な衝突がいつい

に到来した……朝鮮人は米国の大義に奉仕するためのあらゆる機会を求めている」とする書簡を送り、それに添えて、大韓民国臨時政府金九主席と趙素昂外務部長の名義で李承晩を駐ワシントン全権代表に選任する「信任状」を提出した<sup>(1)</sup>。

しかし、それにもかかわらず、米国政府は朝鮮独立のための具体的な政策を準備していなかった。それどころか、一代代を超える無関心のために、朝鮮の国内情勢や独立運動についても、きわめて限定された知識や情報しか持っていなかったのである。したがって、対日戦争開始後もしばらくの間、米国の政策は理念の表明というレベルに止まらざるをえなかった。例えば一九四二年二月二三日のラジオ演説で、ルーズベルト大統領は初めて公式に「朝鮮と満州の人民は日本の過酷な独裁を身をもって経験している」と指摘し、さらに「侵略者の武装解除、諸民族と国民の自決、そして四つの自由—言論の自由、宗教の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由—など、大西洋憲章は大西洋に接する地域に対してだけでなく、全世界に適用される」と主張したのである。また、七月二三日のラジオ演説で、ハル(Hull, Cordell) 国務長官も被支配人民に対する米国の立場を「人種、皮膚の色、あるいは宗教の区別なく、自由がもたらす責任を引き受ける用意があり、かつ進んで引き受ける人々は、だれでもそれを享受する資格を持っている……自由の達成を支援するためにあらゆる影響力を行使することが、過去に我々の目的であったし、将来も我々の目的であり続けるだろう」と指摘した<sup>(2)</sup>。

しかし、これらの公式的な意思表明の背後にあつて、米国の朝鮮政策の基礎を用意したのが、国務省極東部のラングドン(Langdon, William R.)であったことはあまり知られていない。ルーズベルトのラジオ演説の三日前、ラングドンは「朝鮮独立問題の諸側面」と題する重要な政策文書を提出し、日本の支配下にある朝鮮の社会構造や朝鮮人の政治意識・対日感情、独立問題、独立の手順、当面の措置などについて幅広く分析し、注意深い議論を展開していたのである。例えば、そのなかで、ラングドンは朝鮮人の対日感情を時系列的に分析し、「自由な

朝鮮を知っているのは五〇歳を超える朝鮮人だけである」と指摘し、満州事変以後、朝鮮人が「重要な物質的な恩恵」に浴し、過去一〇年間に「外見的にも精神的にもますます日本人になっている」ことを認めていた。しかし、それにもかかわらず、朝鮮人は依然として日本への同化を拒絶し続けているし、「もし再び独立することと日本に従属し続けることのいずれかを選択することが許されれば、彼らは全員一致で独立を選ぶだろう」と分析した。<sup>3)</sup>

ただし、ラングドンは朝鮮の即時独立を主張したわけではない。独立に伴う政治的、軍事的、そして経済的な困難を具体的に指摘したうえで、「少なくとも一世代の間、近代国家に向けて、朝鮮は諸大国によって保護され、指導され、そして援助されなければならない」と主張したのである。ラングドンはさらに続けて、朝鮮内に具体的な独立運動を見出せないのだから、「独立の準備は海外で組織されなければならないし、朝鮮内の朝鮮人指導者との連絡が確立されなければならない」と主張した。米政府が「あわてて朝鮮独立を宣言したり、時期尚早にまたは中国、ソ連、英国との協議なしに、あるいは少なくとも中国と英国との合意なしに、何らかの朝鮮人の影の組織を朝鮮臨時政府として承認したりする」ことに警告を発したのである。さらに、ラングドンは「米国が日本に対して何らかの実質的な勝利を挙げるまで」、朝鮮独立を約束するべきではないとも主張した。なぜならば、そのことが朝鮮の大義を傷つけ、日本とその同盟国に嘲笑の種を与え、米国の味方を苛立たせると考えたからである。ラングドンの覚書に注目したマトレー (Matray, James Irving) は、そこに、朝鮮信託統治構想の起源を見出した。<sup>4)</sup>

このように、ラングドンは朝鮮の即時独立を支持しなかったが、それは必ずしもウィルソンの民族自決主義や大西洋憲章に反することではなかった。事実、民族自決といっても、ウィルソン大統領自身、すべての被支配民族をただちに独立させようとしたわけではない。被支配民族が自治能力を持つ文明民族であり、その独立が世

界平和や米国にとって有益であると判断される場合に、その完全な独立を承認するという方式で民族自決原則を適用しようとしたのである。例えばフィリピンに関して、ウイルソンは米国が一定の期間指導し、それが十分な実力を身に付けた後に自治権を付与しようとしたし、後に指摘するように、そのような主張は明らかにルーズベルト大統領に引き継がれたのである。大西洋憲章やそれに続く多くの声明にもかかわらず、ルーズベルトの反植民地主義も絶対的なものではなかった。信託統治を含めて、ルーズベルトの戦後構想として知られる多くの概念は、一九四二年から四三年にかけて、国務省内のルーズベルト側近であるウェルズ (Wells, Samner) 国務次官の下で検討され、準備されたのである。おそらくラングドンやウェルズを経由して、ウイルソンの主張はルーズベルトの戦後構想に反映されたのだろう。<sup>(5)</sup>

他方、ラングドンの主張には、中国本土にある独立運動団体や武装組織に対する不信感がうかがえる。事実、彼は重慶にある大韓民国臨時政府に十分な敬意を払おうとしなかったし、中国内の義勇部隊を信用すべきでない<sup>(6)</sup>と主張した。むしろ、長期にわたって単独で、あるいは中国人ゲリラと共同で満州国軍と戦っている間島省や安東省の朝鮮人革命家、無法者、不満分子を「素晴らしい戦士」「信頼できる同盟者」として高く評価したのである。興味深いことに、ここで特別に言及された東満州の「不満分子」の首領は金某(名不詳―おそらく金日成だろう)と崔賢の二人であった。また、ラングドンは大西洋憲章の第三項に「すべての者が自ら生活する政府の形態を選択する権利の尊重」および「主権と自治を強奪された者にそれが回復される希望」が掲げられていることに注意を喚起し、それを強調することによって、情勢がより明確になるまで、朝鮮人の独立への希望を挫かないようにすべきであると主張した。ルーズベルトやハルのラジオ演説の内容は、そのような提言とみごとに一致していたのである。<sup>(6)</sup>

## 2 臨時政府承認問題

李承晩や趙素昂の臨時政府承認の要請に促されて、また一月二二日の本国政府の指示に基づいて、在重慶米  
 国大使館は大韓民国臨時政府の活動と中国政府の態度についての調査に着手した。しかし、臨時政府の活動に関  
 するガウス (Gauss, Clarence) 大使の評価は決して高くなかった。中国政府の態度も「熱意に欠けている」と報  
 告された。また、二月初旬に、趙素昂が米国外務省を訪問してガウスと非公式に会談し、米国外務省に臨時政府の  
 承認と財政および軍事援助を要請した。しかし、ガウスの報告によれば、臨時政府に関する趙の説明は「極めて  
 曖昧かつ不満足」であり、「誇張」されていた。満州の独立運動グループの活動やそれとの関係についても、趙  
 は明確に語るうとしなかったり、説明を避けたりした。他方、在ロンドン米国外務省の報告もほぼ同じであった。  
 英国外務省は米国外務省や英国による独立承認が日本支配地域内の朝鮮人を立ち上げさせる可能性は小さいと判断して  
 いた。しかし、中国政府の朝鮮独立問題に対する関心を適切に評価して、承認に関する行動については中国政府  
 と十分に協議する方針であることを示唆した。<sup>7)</sup>

事実、ガウスの観察に反して、中国政府の朝鮮独立問題に対する関心は決して小さくなかった。それについて  
 の議論は政策決定の最高レベルで進展していったのである。例えば、蔣介石総統は朝鮮の独立を支援し、そこに、  
 最終的に「三民主義の独立国家」を樹立することを目指して、すでに日米開戦前の一〇月に、中国軍事委員  
 会に対して朝鮮独立運動の統一のための指導工作の「最高原則」を作成するように指示していた。また、それに  
 応えて、一九四一年一二月、軍事委員会は「対韓国在華革命力量扶助運用指導方案」を作成して、中国内のすべ  
 ての革命党派を受け入れ、それを大韓民国臨時政府と金九主席の下で指導、育成すること、国際情勢に合わせて、  
 時機を逸することなく臨時政府を承認すること、独立運動の武装力をできるだけ早期に韓国光復軍に結集させ、  
 しばらくの間、それを軍事委員会の直轄下に置くこと、中国側の資金援助の窓口を一本化することなどを提案し、

一二月二五日に蒋介石の承認を獲得したのである。要するに、そこに示された中国政府の基本方針は、臨時政府を即時に承認することよりも、中国内の独立運動や武装組織を臨時政府（金九主席）の下に一本化して、それを承認するための機会を逃さないことであつた。蒋介石総統も、日米開戦後まもなく、郭泰祺外相による臨時政府承認の提案を却下したとされる。<sup>8)</sup>

その後、一九四二年二月二五日には、ルーズベルト大統領のラジオ演説が朝鮮に言及したことを歓迎して、蔣延黻・行政院發言人（報道官）が「中国は韓国独立の承認を欲する」との談話を発表し、三月二二日には孫科・立法院長が東方文化協会、国際反侵略分会、国民外交協会などの主催する時局講演会の演題に朝鮮独立問題を取り上げて、独立支援と臨時政府承認を強く主張した。とりわけ孫科は朝鮮独立の熱心な支持者であり、四月六日の国防最高委員会で大韓民国臨時政府の即時承認を提起した。しかし、三時間に及ぶ議論の後、その最終的な判断は蒋介石総統に委ねられたのである。そこでの議論は朝鮮に同情的であり、独立運動グループ間の派閥的な対立の沈静化を促すものであつたが、それと同時に、臨時政府承認に対するソ連の反応や植民地人民の独立に対する英国その他の反応に大きな懸念を表明するものでもあつたとされる。<sup>9)</sup>

このような状況の下で、一九四二年四月、朝鮮独立問題が初めて連合国政府間の協議対象にされた。太平洋戦争協議会（the Pacific War Council）の中国代表としてワシントンを訪問した宋子文・中国外相が、四月八日、ルーズベルト大統領に朝鮮独立問題に関する中国政府の覚書を手交したのである。それによれば、朝鮮独立を支援するために、中国政府は二つのことを提案した。その第一は、統一組織への援助を約束することによって、国内の二つの競合する独立運動団体、すなわち臨時政府系の韓国独立党と左派の朝鮮民族革命党の間の融合を促進した後、華北のゲリラ地域で五万人の朝鮮人非正規軍を武装し、これを朝鮮内外における革命運動や非正規活動の中核にすることであり、第二は、太平洋戦争協議会が適当な時期に朝鮮に独立をもたらす決意を表明し、そ

れと同時に、あるいはその後の適当な時期に大韓民国臨時政府を承認することであった。同覚書はまた、シベリアで二ないし三個の朝鮮人連隊がソ連軍に編入されていると指摘し、これに注意を喚起した。<sup>(10)</sup>

宋子文の第二の提案は、インド独立をめぐる英印交渉の一時的な進展に鼓舞された可能性がある。事実、この年の二月に蒋介石夫妻がニュー・デリーを訪問するなど、中国はインド独立問題に介入する姿勢を示していたし、ルーズベルトからの外交的圧力に反応して、チャーチルは三月下旬にグリップス使節団をインドに派遣していたのである。しかし、それにもかかわらず、中国周辺地域へのソ連の影響力の浸透を未然に阻止するという点において、宋子文の提案が中国自身の切実な外交努力の一部であったことは間違いない。新疆、蒙古、満州などとも、朝鮮半島は中国とソ連の影響力が競合する地域であり、日清戦争以来の歴史が示すように、満州および華北の安全と密接に関係していた。したがって、ソ連の関心が対独戦争に集中している間に、またその対日参戦が日程に上る前に、米政府その他と共同で朝鮮の将来の独立を宣言して、適当な時期に臨時政府を承認することは、中国にとっては、戦後の対ソ関係に有利な地歩を築くための重要な措置だったのである。これとは逆に、ソ連が独自の朝鮮人軍事組織を育成して、この地域にある種の傀儡政府を樹立し、満州に対しても影響力を拡大するという可能性ほど、中国政府にとって深刻な脅威は存在しなかった。<sup>(11)</sup>

それでは、宋子文の提案に対するルーズベルト大統領の回答はどのようなものだったのだろうか。国務省極東部の検討を経て、四月一三日、ウェルズ国務次官から大統領に提出された見解は、朝鮮人非正規軍の組織と武装を支援することに全面的な賛意を表明しつつも、太平洋戦争協議会が朝鮮の将来の独立を宣言することを時期尚早とみなしていた。ウェルズは、その理由として、戦局が日本に有利に展開している状況の下では同協議会の声明も現実味に乏しいこと、最近の英国とインド間の交渉の失敗が民族解放に関する広汎な政策の表明を妨げていることの二点を挙げた。また、独立運動団体の融合および適当な時期の臨時政府承認に関しても、重慶に存在す

る主要な革命組織以外に満州その他に朝鮮人独立運動団体が存在するが、両者の間に緊密な関係が存在しないと指摘し、臨時政府の承認を「より好ましい時期まで」延期すべきであると主張した。そのような提言に従って、四月一日に開催された太平洋戦争協議会第三回会合で、議長役のルーズベルトは中国外相から提出された覚書およびウェルズ次官から表明された見解の双方を読み上げたのである。会合では、それ以上の議論はなされなかった。ただし、四月一八日のガウス大使からの報告によれば、その当時、蒋介石は臨時政府を「遅滞なく承認することが望ましい」と感じていたし、中国政府も米政府にこの問題に関する見解を早期に表明するように要請していた。<sup>(12)</sup>

しかし、太平洋の戦局や英印交渉の不調を理由にする臨時政府承認の延期は、米国が朝鮮の将来をめぐる中の確執に無関心であったことを意味するものではない。四月二九日のハル國務長官の覚書は「中国政府はソ連の支援を受けた朝鮮人グループの成長を芽のうちに取り除くことを願っているのかもしれない」と指摘し、「重慶にある大韓民国臨時政府が中国政府によって承認されれば、ソ連はソ連とイデオロギーを共にする他の朝鮮人グループを承認するだろう」と主張していた。さらにハルは、五月一日、ガウス大使に対して、「われわれは地理的および人種的要因から当該の問題が米国にとって以上に中国にとって緊急の関心事であることを知っており……もし中国政府が大韓民国臨時政府を承認するならば、米政府はもちろんそのような新しい事態の下で自らの立場を再検討する」と中国政府に強調するように訓令していた。そのために、五月六日、ガウス大使は米政府の見解を改めて口頭で中国側に伝えた。しかし、そのときまでに、中国政府も臨時政府の承認を「少なくともより望ましい時期まで」延期するとの方針を固めていたのである。<sup>(13)</sup>

### 3 信託統治構想

朝鮮独立問題に関する米国の立場はきわめて微妙なものであった。大西洋憲章で掲げた民族自決原則の適用を表明しつつも、一九四二年春以後、大韓民国臨時政府の早期承認を求める中国の主張と、それが実行される場合に予想されるソ連の反発を考慮して、何らかの戦後朝鮮構想を準備せざるをえない立場に置かれたのである。言い換えれば、朝鮮の将来に関して、米国政府は当初から中国だけでなくソ連との共同行動の可能性を模索し、それに配慮していたのである。また、米国の構想は植民地問題に関する英国の基本方針と大きく対立するものであつてはならなかつた。しかも、米国は朝鮮独立運動が一つに統合されているとも、臨時政府が朝鮮人の自由に表示される意思を代表しているとも認識していなかつた。翌年三月二七日、イーデン (Eden, Anthony) 英国外相に明らかにされた「朝鮮は中国、米国およびその他一、二カ国が参加する国際的な信託統治の下に置かれるだろう」とするルーズベルト大統領の構想には、これらすべての要素が反映されていたのである。<sup>(19)</sup>

このルーズベルトの発言は、三月第二週に始まる米英協議の「最も公式的な会談」でなされたものである。また、そこにはハル國務長官とウェルズ國務次官も同席した。冒頭で、ルーズベルトは新たに設立される国際連合組織の構造について語り、米国、英国、ソ連とともに、中国があらゆる重要な決定に参加し、支配的な警察力を掌握する「執行委員会」(常任理事国)の一員として、戦後世界の平和管理に参加することがきわめて重要であると主張した。ルーズベルトはまた、「中国は侵略的でも帝国主義的でもなく、ソ連と均衡をとるための重しになるだろう」と説明した。これに対して、イーデンは中国の国内情勢に関して悲観的であり、「中国は戦争の後に革命を経験することになるかもしれない」との懸念を表明した。しかし、ルーズベルトはさらに極東と太平洋の領土的な問題について語り、満州と台湾は中国に、南樺太はソ連に返還され、太平洋にある日本の委任信託統治諸島は国際連合の信託統治下に置かれるべきであると主張した。このような会話に続いて、朝鮮とインドシナの

国際的な信託統治に言及したのである。ただし、イーデンの記録によれば、ルーズベルトが朝鮮の信託統治国として挙げたのは、米国、ソ連そして中国の三方国であつた。<sup>(15)</sup>

このような文脈からわかるように、ルーズベルトの信託統治構想は、大西洋憲章で表明されたウィルソンの国際主義の枠を超えていた。それは明らかに権力政治的かつ地政学的な観点から語られており、大国としての中国の存在と「四人の警察官」構想を前提にしていたのである。したがって、それはソ連の参加を必要としていた。この点について、前年二月、ルーズベルトによって加筆され、蒋介石に送られたラティモア (Latimore, Owen) 教授の書簡は次のように記していたのである。<sup>(16)</sup>

閣下と同じく、大統領は仏領インドシナ付近から日本付近にかけての西太平洋に関係する大国は米国と中国であると確信している（と私は大統領に進言した）。今次大戦の終結後、われわれは中国、米国、英国そしてソ連を世界の「四人の警察官」と考えざるをえないだろう……しかし、米国の領土がシベリア、朝鮮そして日本に接近する北部太平洋においては、朝鮮独立のような問題からソ連を排除しようとすることは望ましくない。世界のこの地域でソ連を孤立させることは、緊張を緩和するどころか、それを醸成する危険を野放しにするようなものだろう。（括弧内はルーズベルトによる修正）

また、すでに紹介したウイルソン大統領による民族自決原則の適用と同じく、ルーズベルト大統領は、四〇年余りのフィリピンの経験を解放されたアジアの植民地人民のモデルにすべきであると考えていた。例えば一九四二年一月のラジオ演説で、ルーズベルトは米国のフィリピンにおける成功が二つの要因に基づいていると指摘していた。その第一は教育の普及および物質的、社会的、経済的な要求に関する認識とそれを充足するための準備期間が存在したことであり、第二は地方政府から始まり、いくつかの段階を経て完全な国家に移行する漸進的な自治の実践、すなわち究極的な独立主権のための訓練期間が存在したことである。このような信念は、完全な

独立のためには国際的な保護の下での長期間の準備と訓練が必要であるという信念、すなわち信託統治構想を示唆するものにほかならなかったのである。<sup>(17)</sup>

ただし、朝鮮信託統治という構想はただルーズベルトのみのものではなかった。すでに指摘したように、一九四二年二月には國務省極東部のラングドンがそれを示唆する重要な覚書を起草していたし、同じ頃、大統領への助言機関としてハル國務長官の下に発足した戦後政策諮問委員会 (the Advisory Committee on Postwar Policy) の政治問題小委員会が戦後国際政治の主要問題についての検討を開始していたのである。例えば、同年八月一日にオースティン (Austin, Warren R.) 上院議員やコナリー (Connally, Tom) 上院議員が出席し、ウェルズ國務次官が主宰した会合では、戦後日本の領土区分のために「日清戦争以前にあった境界線」が確認され、朝鮮を独立させることに異論が唱えられなかった。それどころか、朝鮮を中国の緩やかな連邦に組み込む可能性を含めて、朝鮮の国際的な信託統治について多くの議論がなされたのである。すでに紹介した議論と同じく、ここでも、フイリピンの経験が尊重されるべきであること、一〇―二〇年の信託統治の後に朝鮮独立が可能になること、中国とソ連が直接的な利害関係国であることなどが指摘された。オースティンやコナリーも信託統治を強く支持したのである。<sup>(18)</sup>

ところで、イーデンとの会談と前後して、ルーズベルトは中国要人、すなわち自らが米国に招待した蒋介石夫人に対しても、米中協力や戦後の世界秩序について語っていた。宋美齡は二月後半にホワイトハウスの賓客として一日間滞在し、その後米国各地で講演活動を展開したが、その間に、ルーズベルトは琉球列島、満州、台湾の中国への返還、香港の中国主権の下での国際港化、朝鮮独立の米中による保証などについて語ったのである。さらに、六月二四日に帰国の挨拶に訪れた宋美齡に対して、大連、旅順、台湾の中国と米海空軍による共同使用に同意し、「朝鮮を暫時、中、米、ソで共同管理するつもりである」と言明した。これは明らかに朝鮮の国際的

な信託統治を意味した。これに対して、宋美齡の帰国後、蒋介石は二人の会談の結果を欣快として、ルーズベルトに連合国首脳会談（カイロ会談）の開催に同意すると回答した。また、宋美齡の兄である宋子文外相は、九月末にホーンベック極東部長に対して、中国政府内の一般的な意見が「朝鮮は国際的信託統治の下に置かれるべきである」という考えに傾いている」ことを伝えた。このとき、両者はさらに「もしその原則を適用する努力がなされる場合に遭遇すると思われる困難」についても討議したのである。ルーズベルトもまた、カイロ会談の直前、戦艦アイオワの提督室で統合参謀長たちに蒋介石が米中ソによって管理される朝鮮の信託統治を望んでいることを示唆した。<sup>19)</sup> 適当な時期に臨時政府を承認することを要請していた中国は、カイロ会談で朝鮮の将来の独立を宣言し、当分の間、それを国際的な信託統治の下に置くという米国方式にほぼ同意したのでろう。

他方、カイロでの蒋介石総統との会談のために、ハリマン (Hariman, W. Averell) 駐ソ大使がルーズベルト大統領のために起草した覚書は、米国政府がモスクワでも朝鮮信託統治を打診していたことを示している。それによれば、ソ連の態度は「四大国の参加するある種の信託統治の下での朝鮮独立に同意する点で一貫する」ものであった。しかし、英国の態度は終始否定的であった。すでに前述の米英会談において、イーデンは複数国による共同管理の妥当性に疑問を投げ掛けていた。また、八月の第一次ケベック会議で、ハル国務長官が信託統治に関する討議を繰り返し要請したにもかかわらず、イーデン外相はそれを拒絶し続けたのである。このようなソ連と英国の態度は一〇月のモスクワ外相会議でも変化しなかった。要するに、一九四三年夏から秋にかけて、朝鮮信託統治について、米国政府は主要連合国と積極的に協議しようとしたが、それへの強い反対は、中国やソ連からではなく、むしろ英国から寄せられたのである。<sup>20)</sup>

## 二 カイロ会談からヤルタ会談まで

## 1 カイロ会談

一九四二年六月のミッドウェー海戦に勝利し、一一月にガダルカナル島から日本軍を駆逐したことによって、一九四三年には、太平洋の戦局が米国に有利に展開し始めた。民族解放や民族自決の文脈において、連合国がようやく包括的な対日宣言を発表できる機会が到来したのである。しかし、そのための舞台としてルーズベルトが選択したのは、太平洋戦争協議会ではなく、米英中三国首脳会談であった。一月二二日から二六日にかけて、ルーズベルト大統領、チャーチル首相そして蒋介石総統が北アフリカのカイロで会談し、一月一日に「カイロ宣言」を発表したのである。これによって、連合国による対日戦争の目的は日本の侵略を阻止し、それを罰することであり、日本から太平洋島嶼を剥奪し、満州、台湾および澎湖諸島を中国に返還し、その他の地域から日本を駆逐することであると定義されたのである。それとともに、三人の首脳は「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、朝鮮をやがて自由かつ独立のものとする」決意を表明した。<sup>(21)</sup>

さらに、第一次カイロ会談からカイロ宣言までの短い期間に、ルーズベルトとチャーチルはイランのテヘランを訪問し、そこでソ連のスターリン (Stalin, Joseph) 首相と会談した。最初の米英ソ・三巨頭会談が開催されたのである。第二次世界大戦がヨーロッパ・北アフリカ・地中海戦域と太平洋・極東戦域に二分され、ソ連がいまだに対日戦争に参加していなかったのだから、二つの連続する首脳会談は実質的には一つの四大国首脳会談であったといつてよい。ルーズベルトはカイロ会談に蒋介石を参加させることによって、一九四二年一月の連合国ワシントン宣言以来の持論である「中国の大国化」を完成しようとしたのである。事実、政治問題の討議に関する限り、カイロ会談は首脳外交として完結しており、ルーズベルトはハル国務長官その他の国務省関係者の同行を

許さなかった。その背景には、ルーズベルトとハルの確執があったとされる。大統領の対スターリン、チャーチル特使であるハリマン駐ソ大使が唯一の例外だったのである。<sup>(22)</sup>

ビルマ作戦を中心とする全体会議での軍事問題討議の後、一月二三日の蒋介石夫妻との晩餐会の席上で、ルーズベルトは中国が四大国の一員として戦後に設立される国際機構でその他の大国と同等の地位を占めるべきであるとの見解を改めて表明し、アジアに関する問題を中国と協議して決定することを約束した。ルーズベルトと蒋介石は日本の皇室の地位、対日軍事占領、賠償などについて討議し、満州、台湾そして澎湖諸島が中国に返還されることに合意した。ルーズベルトは中国が琉球諸島を領有する意思があるかどうかを繰り返し質問したが、蒋介石は琉球諸島の米中共同占領とその後の国際機関による信託統治の下での米中共同管理に同意できると回答するのみであった。さらに、ルーズベルトは朝鮮、インドシナ、タイなどの将来の地位について言及し、それらの問題について、米中両国が相互に了解に到達すべきであると指摘した。これに対して、蒋介石は朝鮮に独立を付与する必要があるについて力説し、両者がインドシナの独立達成を助けるために協力し、タイの独立を回復すべきであると主張した。ルーズベルトと蒋介石の会話は、その後、中国に対する経済援助、外蒙古問題、統一指揮問題などに移った。<sup>(23)</sup>

ただ一人ルーズベルトに同伴した個人秘書ホプキンズ (Hopkins, Harry L.) は、翌日、カイロ宣言の最初の草案を口述で作成し、午後四時に蒋介石側近の王寵恵・国防最高委員会秘書長に手交した。その朝鮮関係の部分は「われわれは日本による朝鮮人民の背信的な奴隷化に留意し、日本敗北後の可能な限り最も早い時期に、その国を自由かつ独立の国とすることを決意する」と表現されていた。中国はそれに異議を唱えなかった。さらに、二五日午前、米中合意案はホプキンズから英国のカドガン (Cadogan, Alexander) 外務次官に手交されたが、そのとしまでに、ホプキンズの原案に見られた「可能な限り最も早い時期に」(“at the earliest possible moment”)と

の表現は、ルーズベルト大統領の手によって、「適当な時期に」(“at the proper moment”)に修正されていた。しかし、二六日午後、カイロ宣言の最終的な検討の場に提出された英国案の当該部分は米国修正案とは大きく異なっていた。米国案にあった「その国を自由かつ独立の国とする」との一節は完全に削除され、「朝鮮を日本の統治から離脱せしめる」に修正されていたのである。英国が連合国による朝鮮独立の表明に反対であることは歴然としていた。さらに、台湾および澎湖諸島の帰属も「当然に日本が放棄すべきもの」とされるにすぎなかった。王寵惠はこれに強く抗議した。<sup>(24)</sup>

中国の強い反対に直面したカドガンは、英国政府がこの問題をいまだに議論していないこと、またソ連の態度と反応が明らかでないことを理由に挙げて、もし修正が不可能であるならば、当該部分の全段を削除すべきであると主張した。これに対してハリマンは、この問題はソ連とは無関係であり、とくにソ連に配慮する必要はないとするルーズベルトの意見を紹介して、中国の主張を支持した。結局、討議の結果は原案の維持に終わったのである。ただし、宣言文に見られるとおり、「その国を適当な時期に自由かつ独立の国とする」という表現は最終的に「朝鮮をやがて (“in due course”) 自由かつ独立のものとする」に修正された。また、それに続く、ルーズベルトが挿入した「日本が暴力と貪欲で獲得したすべての征服領土は、その毒牙から解放される」とする文言も、「日本は暴力と貪欲によって獲得した、その他すべての領土から駆逐される」に改められた。大西洋憲章の精神を踏襲する植民地解放や民族自決主義の文脈が、それだけ曖昧にされたのである。その他の外交文書的に穏当な表現への修正も、英国の手になるものであった。最終的には、チャーチルが手書きの修正を施したものとみられる。<sup>(25)</sup>

ところで、すでに指摘したように、国務省内には戦後構想に関する研究の蓄積が存在したが、それはカイロ会談で利用されたのだろうか。一般論としては、そのことに否定的にならざるをえない。それどころか、それらの

研究を統括していたウェルズ國務次官が会談直前に解任されていたのである。しかし、朝鮮独立の決意表明、すなわち米国が「大西洋憲章の諸原則が朝鮮に適用可能である」と考えていることを明確に保証し、「いかなる特定のグループをも朝鮮の正統政府として承認しないまま、すべての朝鮮人指導者に将来の責任を強く認識させ」、さらに「一定の期間の信託統治が設定される可能性を排除しないまま、将来の完全独立のために準備する責任を朝鮮人と共有する」という方式に関する限り、それは明らかに國務省の調査機関（特別調査部極東班）においてボートン (Borton, Hugh) が起草した政策研究文書の提言に依拠していた。事実、ボートンは、米西戦争当時の一八九八年四月二〇日に米国上下両院が採択した決議、すなわちキューバ人民の独立を承認するための決議に、その先例を見出していたのである。米國議會は、このとき、特定のキューバ政府を承認することなく、「キューバ島の人民は自由かつ独立であり、そうあるべき権利を有する」(傍点引用者)と決議した。國務省の政策研究の成果はカイロ宣言の文言に反映されていたのである。<sup>26)</sup>

## 2 テヘラン会談

カイロ宣言の「朝鮮をやがて自由かつ独立のものとす」との一節は、戦後における朝鮮独立を誓約しつつも、それに「やがて」という条件を付すものであった。それが朝鮮の国際的な信託統治を意味したことはいうまでもない。したがって、続いて開催されたテヘラン会談で、それについて、ルーズベルトがスターリンに同意を求めることは当然に予想されることであった。しかし、会談の議事録による限り、朝鮮独立問題が首脳会談で議論されたのは一度だけである。すなわち、一月三〇日の昼食会で、チャーチルがスターリンにカイロ宣言を読んだかどうかを質問したときのことである。これに対して、スターリンはそのすべての内容を承認する意思を明確にし、「朝鮮は独立すべきであり、満州、台湾および澎湖諸島が中国に返還されるべきである」というのは正しい」

と答えた。しかし、翌年一月二日、ワシントンで開かれた太平洋戦争協議会の席上で、ルーズベルトはスターリンが四〇年間の朝鮮信託統治に同意したと報告している。<sup>27)</sup>

シャーウッド (Sherwood, Robert E.) によれば、一月二八日午後、テヘランに到着して宿舎に入るやいなや、ルーズベルトはスターリンの訪問を受けた。簡単な挨拶の後、二人の会話は東部戦線の状況からインドシナにまで及んだ。スターリンがインドシナの植民地問題に言及すると、ルーズベルトは蒋介石と交わした会話やビルマにおける計画に言及し、やがて「彼の得意の話題、すなわちインドシナ、ビルマ、マラヤ、東インド諸島のような極東植民地の人民を自治の技術に関して教育する問題」について誇らしげに語った。おそらくこのときに、太平洋戦争協議会で報告したように、ルーズベルトは「朝鮮人はいまだに独立政府を運営し、維持する能力を持たないので、四〇年間の信託統治の下に置かれるべきである」と主張し、スターリンがそれに同意したのだろう。チャーチルと米英連合参謀長たちが到着するまで、二人の会話は四五分間ほど継続した。これに同席したのは、通訳のボレン (Bohlen, Charles E.) とパヴロフ (Pavlov, V. N.) の二人だけであった。<sup>28)</sup>

要するに、カイロとテヘランでの二つの会談において、ルーズベルト大統領は朝鮮独立と信託統治について、その他の三人の首脳と率直に議論した。カイロ宣言で将来の独立を誓約して朝鮮人を激励しつつも、特定の独立運動団体に関与することなく、むしろ信託統治構想を積極的に推進したのである。四〇年という期間の妥当性を別にすれば、それは国務省が立案した朝鮮政策を正確に反映していた。しかし、宣言文中の「やがて」という限定句がさまざまな憶測を呼ぶことは避けられなかった。例えば一二月二日の『ニューヨーク・タイムズ』社説は、その文言が「自治が可能になるまで、朝鮮が何らかの保護——おそらく中国の保護の下に置かれることを意味するに違いない」と論じて、在米朝鮮人に波紋を投げかけた。また、重慶駐在のガウス大使は、戦後の朝鮮が中国の委任統治の下に置かれるという噂が流布し、朝鮮人が中国の意図に対して強い懸念を示していると報告した。<sup>29)</sup>

しかし、それによって米国の政策が変化することはなかった。一九四四年四月九日のラジオ演説でも、ハル国務長官は「太平洋に關するカイロ宣言は、日本から再び隣国を攻撃する力を奪い、中国の領土を中国に、朝鮮人民に自由を回復して、日本の占領と領土略奪を清算することを保証した」と語るのみで、それ以上に言及しなかったのである。また、五月一六日には、臨時政府の趙素昂外務部長が申翼熙内務部長を同伴して米国大使館を訪問し、ガウス大使に朝鮮独立と臨時政府承認について質問した。これに対して、個人的な見解と前置きしたうえで、ガウス大使は「やがて」の意味を「まず軍事的な段階が来なければならない。次に文民政府のための準備があり、やがて独立が来る」ときわめて率直に説明した。また、趙素昂や申翼熙が閣僚を務める大韓民国臨時政府についても、ノルウェー、ベルギー、オランダ政府などの「亡命政府」とは異なる範疇に属すると指摘し、ド・ゴールのフランス民族解放委員会（自由フランス政府）と同じく、海外で組織された「解放運動」であると規定した。そのうえで、フランス民族解放委員会は「連合国と一定の關係を持つが、フランス政府として承認されない」と明快に指摘したのである。ワシントンはそれらの見解に全面的な支持を表明した。<sup>(30)</sup>

ところで、すでに指摘したように、ルーズベルト大統領はカイロで「中国を大国として扱う」ことを意図して蒋介石総統と会談したが、その態度に少なからず失望したようである。事実、「米国の参戦が終局的には中国の勝利を意味する」状況の下で、蒋介石は日本軍との戦闘に積極的に従事しようとしなかったのである。他方、数日後にテヘランで会談したスターリンの態度は断固としていた。対独戦争勝利後の対日参戦を約束し、「そのとき、われわれは共同戦線によって日本を打倒することができる」と明確に語ったのである。また、カイロ宣言への全面的な支持を表明したあと、「中国人は戦わなければならないし、これまでそうではなかった」と指摘した。そのカリスマ性に反応して、ルーズベルトとチャーチルは率先して極東の不凍港と鉄道について言及したほどである。言い換えれば、五百旗頭真が指摘するように、二つの戦時首脳会談の後、太平洋・極東戦域においても、

蒋介石の中国に代わってスターリンのソ連が米国のパートナーとして登場したのである。<sup>(31)</sup>

また、二つの首脳会談が終了した後、すなわち一九四四年初めには、カイロ宣言で表明された「やがて」の内政・政策問題について質問する文書を国務省に提出したが、そのなかには「a. 朝鮮を究極的に独立のものとするというカイロ宣言の観点から、いかなる暫定政府機関が樹立されるべきか」、「b. 米国陸軍と（あるいは）海軍はどの程度まで民政の管理責任を負うのか」、「c. 民政の責任は英国と分担されるのか。中国はどうか。また（あるいは）ソ連はどうか（もし極東戦争に参加すれば）」など、戦後朝鮮に関する五つの質問が含まれていたのである。しかも、これと関連して、国務省はすでに一月にハル国務長官の下に「戦後計画委員会」(the Post-war Programs Committee) を発足させ、その下に部局間極東地域委員会 (the Inter-Divisional Area Committee on the Far East) などを設置していた。したがって、これらの問題はそこで検討されることになったのである。それは米国の立案する最初の戦後朝鮮計画であったといえるだろう。<sup>(32)</sup>

興味深いことに、作戦、占領、信託統治などを具体的に検討する過程で、国務省はその後の朝鮮政策形成のため、いくつかの原則を獲得しようである。例えば、上記bおよびcの質問に答えて、三月二九日に極東委員会が提出し、戦後計画委員会の承認を得た文書「朝鮮—占領と軍事政府—軍隊の構成」は、朝鮮解放が実際の戦闘を伴うかどうか、軍事作戦が共同で実施されるかどうかなどを予測することは不可能であるとしつつも、朝鮮での戦闘および占領行政が米国、中国、英国ないし英連邦の一国、そして対日参戦した場合のソ連の派遣軍によって連合して代表されることが「政治的に望ましい」と展望していた。また、それらの軍隊がそれぞれ作戦地帯を分担し、そのことが異なる軍事政府を出現させても、「このような民政上の管理はできるだけ早期に中央管理に変更されるべきである」と指摘し、各派遣軍の幹部将校によって構成される理事会が監督的な権限を持って、朝

鮮全土での作戦や軍事政府を調整する責任を負うべきであると主張していた。同文書は、これを「中央管理の原則」と呼んだのである。<sup>(33)</sup>

また、同じく五月四日に承認された文書「朝鮮—政治問題—暫定政府」は、上記 a の質問に対して、「独立したが弱体な朝鮮は再び国際的な圧力と陰謀を受けやすくなり、太平洋の政治的安定と平和を脅かすだろう」と指摘して、次のように回答した。国務省は「何らかの暫定的な監督機構」への米国の積極的な参加と単独行動の否定ないし四大国の共同行動をいま一つの原則としたのである。<sup>(34)</sup>

もし朝鮮に対する暫定的信託統治が単一の国家に委ねられるとすれば、どの国が責任を執るかについて困難な問題が発生する。自らが管理者に任せられるべきだとする中国人の願望とはかかわりなく、中国は自国の再建という膨大な課題に直面して、朝鮮情勢の管理を助けるための使用可能で有能な人材をほとんど持たないだろう。また、ソ連が過渡期の朝鮮を監督することは深刻な政治問題を引き起こすだろう。中国は朝鮮がソビエト化されはしないかと恐れ、米国はそのような展開を太平洋における将来の安全に対する脅威とみなすかもしれない。最後に、米国が朝鮮の信託統治を引き受けることを希望するかどうかも疑問である。

そのために、完全独立の達成以前の朝鮮行政の監督には、少なくとも中国、ソ連、米国および英国代表から構成される当局者が任せられることになりそうである……国際組織が樹立される場合には、朝鮮に関するいかなる取り決めも、一般的計画と両立すべきであるが、いかなる場合にも、米国単独の委任信託統治であってはならない。(傍点原文)

ここにみられる「中央管理」や「共同行動」の原則は、カイロとテヘランでの首脳会談に基づく楽観的な展望を反映していたが、その後、戦後朝鮮に関する国務省の政策の基礎になった。例えばヤルタ会談前夜に大統領領用のブリーフィング・ペーパーとして作成された「朝鮮に関する連合国間の協議」と題する文書は、朝鮮の独立を達成するためには「共同行動が重要かつ必要である」との観点から、軍事作戦の終了とともに、「朝鮮の占領軍隊と軍事政府は可能な限り連合国が共同で」代表すべきであり、それは「米国、英国、中国、そして対日参戦し

た場合のソ連のように、朝鮮の将来に重要な利害を有する国々によって構成されるべきである」と主張していた。また、米国以外の国々の代表権は「米国の指導力を不釣り合いに減じ、その効果を弱めるほど大きくてはならない」と指摘していた。さらに、「新たに設立される国際機構の権威の下で、あるいはそれから独立して設定される暫定的な国際管理ないし信託統治」については、「対日参戦のいかんにかかわらず、それにソ連を参加させることが望ましい」と主張していた。<sup>35)</sup>

### 3 ヤルタ会談

ドイツ軍によるアルデンヌでの最後の大攻勢は失敗に終わったが、戦後のヨーロッパで何がなされるべきかに関して、米英ソ三国間には十分な合意が存在しなかった。また、スターリンはテヘランで対日参戦の意思を明確にしたが、その代償は確定されないうままであった。これらの重要問題を協議するために、病身のルーズベルトは巡洋艦クインシーで一〇日間航海し、マルタ島からの長時間の夜間飛行によって二月三日正午過ぎにサキ空港に到着し、さらに陸路を五時間かけて黒海沿岸のヤルタの宿舎に到着したのである。しかし、二月四日から一日まで、八回にわたって繰り返された三首脳の全体会議では、ヨーロッパの重要問題、すなわちドイツの占領、管理、賠償やポーランドの西部国境、臨時政府改組、自由選挙などをめぐって激しい議論が展開されたが、ソ連の対日参戦が正式の議題になることはなかった。対日参戦の政治条件と関連して極東問題が取り上げられたのは、二月八日午後のリバディア宮殿での米ソの非公式首脳会談のことであった。カイロでのルーズベルト・蒋介石会談と同じく、極東問題に関するルーズベルト・スターリン会談にチャーチルは招かれなかったのである。ルーズベルトが同伴したのは、通訳のポーレンとハリマン駐ソ大使だけであった。<sup>36)</sup>

ポーレンの記録によれば、冒頭で、ルーズベルトはマニラが陥落したことによって太平洋での戦争が新しい段

階に入り、小笠原および台湾周辺の島嶼に米軍基地が展開されるだろうと述べた。二人はコムソモルスク、ニコラエフスク、カムチャツカなどに基地を持つ可能性についても議論した。さらに、ブダペストでの米軍の飛行場使用、赤軍解放地域における爆撃調査の実施、戦後に米国船をソ連に売却する問題について協議した後、再び話題を極東に転じた。ここで、南樺太・千島列島のソ連帰属、大連の租借ないし自由港化、東清鉄道および南満州鉄道の租借ないし共同経営など、ソ連の対日参戦の政治条件が議論されたのである。ルーズベルトは香港を国際的に自由港化する希望にも言及した。朝鮮独立問題が話題にされたのは、そのような地政的文脈の下でのことであつた。それはソ連の対日参戦のための政治条件ではなかつたが、それに続いて議論されたのである。<sup>(37)</sup>

朝鮮について、ルーズベルトはソ連、米国、中国の代表からなる信託統治を考えていると語つた。再びフィリピンの例を引き、「朝鮮の場合には、二〇年から三〇年ほどの期間でよいかもしれない」と主張したのである。これに対して、スターリンは「信託統治の期間は短ければ短いほど望ましい」と答え、朝鮮に外国軍隊を駐留させるべきかについて質問した。ルーズベルトはそれに否定的に回答し、スターリンもそれに同意した。残された問題は信託統治に英国を参加させるべきか否かであつたが、ルーズベルトはそれに消極的であつた。英国の参加は必要ないと思うが、そのような行動をとつた場合、「英国が憤慨するかもしれないと感じている」と指摘したのである。これに対して、スターリンは「英国が不快な感情を抱くことはきわめて明白である」と述べ、「(チャーチルが)われわれを殺しかねない」と冗談をいつた。ルーズベルトはまた、インドシナの信託統治を希望し、英国の反対に懸念を表明した。スターリンは「インドシナは非常に重要な地域である」と応じた。ここで、二人の話題は中国情勢に転じたのである。<sup>(38)</sup>

朝鮮の将来に関するルーズベルトとスターリンの合意が公式に文書化されることはなかつた。しかし、それは第二次世界大戦中に米ソが到達した最も重要な非公式合意となり、一九四五年一二月のモスクワ協定にみられる

ように、その後の事態の展開に大きな影響を及ぼしたのである。しかし、それにもかかわらず、それが意味したものは必ずしも明瞭ではなかった。二人の指導者がそれぞれ別の観点から朝鮮信託統治について語ったからである。すでに指摘したように、朝鮮独立を目標に掲げつつも、カイロ会談以来、ルーズベルトはそれを国際的な信託統治という手段によって実現しようとしていた。ヤルタ会談でも、英国が参加する必要性に疑問を提示しながらも、四大国による国際管理という権力政治に固執したのである。カイロ会談からヤルタ会談までの間、ルーズベルトが追求したのは、ウィルソンのな普遍主義による世界の再興という「水平原理」と主要連合国による世界の管理という「垂直原理」を巧みに調和させることであった。<sup>(39)</sup>

しかし、国務省による研究や大統領のためのブリーフィング・ペーパーの存在にもかかわらず、ルーズベルトが朝鮮の将来に関して提示したのは、そのような大きな枠組だけであった。ソ連に対日参戦を要請しながら、ルーズベルトは朝鮮解放のための軍事作戦や占領行政にも、朝鮮の実情にも関心を示さなかった。他方、スターリンの関心は、大きな枠組よりもその内容に向けられていた。長期に及ぶ信託統治に疑問を提起し、外国軍隊の駐留の可否について質問したのである。イデオロギー的に民族自決を否定することはなかったが、朝鮮の信託統治に積極的に関与することもなかった。事実、二人の会談に同席したハリマンの理解によれば、ルーズベルトが信託統治を提案したとき、スターリンは「もし朝鮮人が満足できる政府をつくることができれば、信託統治が必要ない理由があるだろうか」と反応したのである。そこから、ハリマンはスターリンが間違いない朝鮮で「ボルシェビキ、すなわちソビエト政府」の樹立を想定していると考えたのである。<sup>(40)</sup>

それでは、暫定的にしる、スターリンはなぜ朝鮮信託統治を受け入れたのだろうか。ソ連にとってより重要な対日参戦の政治条件についての合意を取り付けることを優先して、それに警戒心を抱きつつも、あえて異議を唱えなかったのだろうか。ルーズベルトが香港やインドシナに言及したことを含めて、その他の地域の信託統治と

関連させて、国際的信託統治がソ連の利益に資するかどうかを慎重に判断しようとしたのだろうか。それとも、ハリマンが指摘したように、朝鮮半島の全体ないし一部を占領し、そこに親ソ的な体制を樹立すればよいと考えたのだろうか。いずれにしろ、朝鮮の将来は多分に実際の軍事作戦がどのように遂行されるかに依存していたのだから、優れた現実主義者であるスターリンが結論を急ぐ必要はなかったのだろう。ヤルタ会談後の四月初旬、スターリンはユーゴスラビアの社会主義指導者に「この戦争は過去の戦争のようではない。誰であれ領土を占領する者は、そこにまた自らの社会制度を押し付けるのである。その軍隊がそうする力を持つかぎり、誰もが自らの社会制度を押し付ける。その他に方法はない」と語った。スターリンの認識はそのように変化していったのだ<sup>(4)</sup>。

しかし、より広い視野から客観的に見て、信託統治構想にとって構造的に重要であったのは、それが何よりも四大国の協調、とりわけ米ソの共同行動を土台にして成立していたことである。言い換えれば、朝鮮信託統治に關する米ソ合意は、ヤルタ秘密協定によって大連港が「ソ連の優越的な利益が保障される」商業港として国際化され、「海軍基地としての旅順港の租借が回復され」、さらに東支鉄道と南満州鉄道が中ソ合弁会社によって共同で運用されることが合意されるような脆弱な外交的基盤の上に成立したのである。したがって、何らかの理由によって米ソの共同行動が崩壊すれば、朝鮮の信託統治も中央管理も不可能になり、朝鮮は分割して占領されざるをえなかった。ヤルタ会談がルーズベルトの戦時外交の到達点であったとすれば、朝鮮信託統治に関する米ソ合意は、そのような最盛期の米ソ協調を土台に構築されたガラスの建造物にほかならなかったのである。<sup>(42)</sup>

### 三 米ソ対立の勃興と信託統治構想

#### 1 ソソ不信の拡大

ヤルタ会談終了の二カ月後、一九四五年四月一二日に、ルーズベルト大統領が静養先のジョージア州ウオームスプリングで死去した。前年一月の大統領選挙に勝利して、第四期政権を担当してから三カ月も経過していなかった。詳細を知らないまま、午後五時二五分にホワイトハウスに到着したトルーマン副大統領は、その二時間後に、簡素な就任式を終えて第三代米国大統領に就任したのである。ハル國務長官が大統領選挙前に入院し、ノックス (Knox, Frank) 海軍長官が死去していたので、トルーマンが引き継いだ第四期ルーズベルト政権の國務長官と海軍長官には、それぞれステイニアス (Stettinius, Edward R., Jr.) 國務次官とフォレストル (Forrestal, James V.) 海軍次官が昇任していた。七七歳のスティムソン (Stimson, Henry L.) 陸軍長官は長老として留任したが、大統領の分身として活躍したポプキンは健康を害していた。トルーマンは國務長官にバーンズ (Byrnes, James F.) を任命しようとしたが、ステイニアスが国際連合創設のためのサンフランシスコ会議に忙殺されていたので、それを七月初めまで控えざるをえなかった。その結果、四月から六月までの重要な時期に、グルー (Grew, Joseph C.) 國務次官がワシントンの外交機関を束ねることになったのである。<sup>(43)</sup>

ミズーリ州の弁護士出身の実直な上院議員であったトルーマンは、外交経験に乏しかったために、大統領就任後、ルーズベルトの外交遺産に忠実であろうと努力した。しかし、その外交遺産とは何だったのだろうか。トルーマンはテヘラン会談やヤルタ会談の内容を承知していなかった。しかも、トルーマンが大統領に就任したのは、ポーランドでの自由選挙問題をめぐって、ルーズベルトのヤルタ外交が試練に直面しているときのことであった。ルーズベルトとチャーチルは、ウィルソンの理念によって戦争目的を定義しつつも、東ヨーロッパに勢力圏を

保持しようとするスターリンの要求にある程度まで理解を示し、ヤルタ会談で両者を調和させるために努力した。要するに、二人は「原則を奉じながら、勢力を均衡させるような戦後問題の解決を思い描いていた」のである。しかし、スターリンはヤルタ会談で合意した「解放ヨーロッパ宣言」を形式的にも履行することなく、「自分たちのやり方」で領土を獲得し、勢力圏を確立しようとした。そのために、自らの死を前にして、ルーズベルトはスターリンの信頼を獲得しようとする努力が失敗に終わったことを認めざるをえなかったし、トルーマンはルーズベルトが最後に強硬な対ソ政策を採用しようとしていたと理解して、厳格な「見返り」の原則に基づいて行動しようとしたのである。<sup>(44)</sup>

また、最高指導者の交代は必然的に外交スタイルの変化をもたらした。ルーズベルトが官僚組織による拘束を嫌って、独自の構想の下で首脳外交を展開したのに対して、トルーマンは正規の手続きやルールに基づく堅実な外交を重視して、閣僚や側近の助言に依存し、さまざまな諮問委員会に出席した。要するに、ルーズベルトの対外政策の内容を継承しようとしても、その決定過程まで継承することはできなかったのである。しかし、官僚組織、すなわち國務省の外交を尊重すれば、対外政策の内容も変化せざるをえなかった。なぜならば、それまで重要な政策決定から遠ざけられていた國務省幹部は、とりわけヤルタ会談以後、ルーズベルトの対ソ協調政策に対する批判を強めていたからである。例えば大統領就任直後、ハリマン駐ソ大使の助言を過剰に受け入れて、トルーマンはソ連のモロトフ (Molotov, Vyacheslav M.) 外相に不躰な態度でヤルタ合意の履行を迫った。また、五月中旬までに、グルー國務次官の助言に従って、トルーマンはレンドリースを一方的に停止した。積荷が中止されただけでなく、ソ連に向けて航行中の輸送船が引き返したのである。新しい米国大統領の強硬な対ソ態度を示すものとして、これらの措置がスターリンやモロトフの強い反発を招来したことはいうまでもない。<sup>(45)</sup>

しかし、それらはトルーマン外交の試行錯誤の第一歩にすぎなかった。強硬な政策がソ連側の譲歩ではなく、

米ソ関係の急速な悪化を招来したことに当惑して、トルーマンはルーズベルトの助言者であったデイビス(Davis, Joseph E.)前駐ソ大使の忠告に耳を傾け、ステイムソンの慎重論を受け入れたのである。また、五月九日にワシントンに到着したハリマンは、ルーズベルトの基本政策が維持されることをスターリンに保証するために、故ルーズベルト大統領の側近であり、スターリンとの首脳会談の詳細に通じるホプキンスをモスクワに派遣するようにトルーマンに進言した。ハリマンはさらに、再度の米英ソ首脳会談を早急に開催すべきであると強調した。三巨頭によるポツダム会談は七月まで実現しなかったが、五月末にはホプキンスがモスクワに派遣され、スターリンから七月一五日を目標日にして首脳会談を開催し、八月八日までに対日戦争の準備を完了するという二つの約束を取り付けることに成功した。すでに政治から身を引き、病床で米ソ関係の悪化に心を痛めていたホプキンスは、モスクワ派遣の暗示を受けると、一瞬のうちに「警報に接した昔ながらの老消防馬」に変身して、自らの「最後の使命」を果たしたのである。<sup>(46)</sup>

他方、モスクワを離れる前のスターリンとの会話に基づいて、ハリマンはソ連の対日参戦と関連する極東問題について、トルーマン政権の立場を確認する必要性に迫られていた。満州の二つの港と鉄道、南サハリン、千島列島など、対日参戦の政治条件について、スターリンはトルーマン政権の立場を確認しようとしたのである。そのため、五月一二日、ハリマンは国務省、海軍省、陸軍省を代表するグルー、フォレストル、マックロイ(McCloy, John J.)陸軍次官の三人と重要な会合をもった。ソ連の合意違反やヨーロッパでの戦争終結という事実を照らして、ヤルタ協定は再検討されるべきであるか、ソ連の対日参戦はどこまで緊急かつ重要であるか、ソ連が日本本土の軍事占領への参加を主張する場合にどのように対応すべきかなど、いくつもの検討事項を提示したのである。興味深いことに、そのなかには、ヤルタでのルーズベルトとスターリンの会話を紹介しつつ、朝鮮信託統治に関する米国の現在の立場について質問する項目も含まれていた。すでに指摘したように、ハリマンは朝鮮

独立に関するスターリンの態度をポーランド問題からの類推によって理解し始めていたのである。<sup>(47)</sup>

しかし、対ソ強硬派のグルーはヤルタ協定の内容を知って驚愕し、その日のうちに、ステイムソンに陸軍省の見解を求める覚書を提出した。ポーランド問題に関するソ連の態度に刺激されて、ヤルタで合意した極東に関するソ連の政治的要求をそのまま実行に移すことに疑問を提起したのである。グルーはソ連による明確な関与や説明が必要とされるものとして、(1) 国民党政府の下での中国統一のための中国共産党に対する影響力の行使、(2) 満州の中国への返還や朝鮮の将来の地位を含むカイロ宣言への明確な関与、(3) 米英中ソ四カ国による朝鮮信託統治に関する確実な合意、(4) 千島列島のいくつか島嶼への商業用航空機の緊急着陸権の確保の四項目を掲げた。また、それだけでなく、グルーはこれらの問題に関する全般的な検討を急がせて、その成果をモスクワに出発するポレンに託して、ハリマン大使に伝達した。したがって、ここで作成された政策文書の朝鮮関係部分は対日戦争の終結以前に国務省が到達した最も詳細な戦後朝鮮構想であり、それにはヤルタ会談以後の対ソ不信が反映されていたのである。<sup>(48)</sup>

その内容は次のように要約できるだろう。<sup>(49)</sup>

(1) 朝鮮の解放は米軍ないしソ連軍によって単独で、あるいは米国、中国、ソ連、英国軍隊によって共同でもたらされるが、いずれにせよ四カ国は朝鮮の民政に同等の権限を持って参加し、かつそれを代表する。

(2) 上記の四カ国は朝鮮に信託統治を設定し、あらゆる軍事、行政、司法機関を同等に代表する。信託統治下の各種の行政・社会機能は通常単一の独立政府によって行使され、信頼に値し、かつ有能な現地朝鮮人が最大限に利用され、かつ訓練される。(傍点原文)

(3) 信託統治期間は対日戦争が公式に終結した後の五年間である。

(4) 四カ国による信託統治機構の設立後、それぞれの国はそれぞれ五千名を超えない名目的な兵力を除き、陸、海、空の

あらゆる兵力を朝鮮の領域から撤退させる。

(5) 五カ年の信託統治期間の後、完全なる自由・独立朝鮮が四カ国によって公式かつ公然と再び是認され、自由・主権・独立朝鮮政府が樹立される。新国家を構成する領土はすべての国によって尊重され、紛争は国際安全保障機構によって任命される公平な委員会によって解決される。朝鮮との交易においては、門戸開放と機会均等の原則が厳格に遵守される。

(6) 国際安全保障機構の安全保障理事會が、極東の安全保障上の考慮から、朝鮮領土への軍事基地の設定が必要かつ望ましいかどうかを決定する。それが肯定される場合でも、そのような基地は朝鮮政府の同意によって、朝鮮の主権を毀損することなく設定される。

スターリン・ホプキンス會談は五月二六日から開始されたが、ホプキンスがポーランド問題、ドイツ管理委員會の設立、そして太平洋戦争と中国・極東問題の三つの議題を提示したので、第三議題が討議されたのは五月二八日のことであった。會談には米國側のハリマンとポーレン、ソ連側のモロトフとパブロフが同席した。ホプキンスはまずソ連の対日参戦の期日について質問した。スターリンは「ソ連軍は八月八日までに十分に準備を整えて配置されるだろう」と明言したが、實際の作戦は「ソ連の要求するヤルタ協定の実施に依存するだろう」と主張して、対日参戦の準備が進行する七月初旬に、その問題を宋子文外相にモスクワで提起する意向を示した。スターリンは中国問題について多弁であり、「蒋介石の下での中国の統一を促進するためにできるだけのことをする」との發言を繰り返した。また、ソ連は滿州、新疆、その他の地域で「中国の主権を變更しようとはしない」と強調し、外蒙古の現状は維持されるべきであると指摘した。さらに「中国共産黨の指導者が蒋介石に匹敵するほど有能であり、中国に統一をもたらすことができるとは信じない」と付け加えた。ここで話題が日本問題に移り、スターリンはそれには「軍隊の作戦区域と日本占領区域のような問題」が含まれると指摘した。<sup>50)</sup>

朝鮮信託統治は最後の問題として取り上げられた。ホプキンズは極東に関して残された問題は朝鮮の地位に關するものであると述べ、ヤルタで非公式の討議がなされたことに注意を喚起し、「慎重な研究の後に、米国政府はソ連、米国、中国および英国によって構成される朝鮮信託統治を設定することが望ましいとの結論に到達した」(傍点引用者)と指摘した。さらに、「信託統治の期間は固定されなかった。それは二五年であるかもしれないし、もっと短いかもしれないが、五年ないし一〇年であることは確かである」と付け加えた。これに対して、スターリンは「四大国による信託統治が望ましいことに完全に同意する」と言明したが、それ以上は何も語らなかった。そのために、ホプキンズは話題をドイツの戦争捕虜や戦争犯罪の問題に転じたのである。<sup>(51)</sup>

以上みたように、ホプキンズは朝鮮信託統治に関するルーズベルト・スターリン間の合意を再確認し、それで満足したようである。ホプキンズにとつて、スターリンとの会談の主たる目的は、ルーズベルトに代わつてヤルタ会談の内容を再確認して、次の首脳会談の開催を確実にすることであり、トルーマンに代わつてスターリンと交渉することではなかった。他方、スターリンもまた信託統治の細目を討議しようとしなかった。ソ連による単独占領さえ予想される軍事情勢の下で、それに踏み込むことは賢明でないと判断したのである。したがつて、「慎重な研究」の存在にもかかわらず、この会談のために準備された國務省の政策文書が利用されることはなかった。また、グルーがポーレンに託した政策文書をスターリンとの会談で使用することについては、米国政府内に異論が存在したことも指摘されなければならない。それまでのソ連との交渉経験から判断して、中国関係部分を含めて、陸軍省は文書の詳細な内容をソ連側に明らかにすることに否定的であつたし、それについての中国の反応も得られていなかったからである。さらに、将来の軍事関与と関連する部分に関しては、陸・海軍省と統合参謀本部による検討が必要とされた。<sup>(52)</sup>

## 2 ポツダム会談

第二次世界大戦の最後を飾る米英ソ首脳会談は、予定を一日遅れて七月一七日からベルリン郊外のポツダムで開催された。トルーマン大統領は七月七日に巡洋艦オーガスタに乗船して、一五日にアントワープに入港した。主要な助言者として同伴したのは、バーンズ國務長官とリーヒ (Leahy, William D.) 統合參謀長會議議長であった。七月三日に國務長官に就任したばかりのバーンズは、外交には素人であったが、トルーマンに信頼される老練な政治家として知られていた。事実、前年七月の民主党大会で、トルーマンが予想を裏切つて副大統領候補に指名されるまで、バーンズは現職のウォーレス (Wallace, Henry L.) に次ぐ有力な候補者だったのである。競争者また協力者として、二人の因縁は浅くなかった。他方、首脳会談と対日声明(ポツダム宣言)の推進者であったステイムソンとグルーの名前は乗船名簿になかった。高齢のステイムソン陸軍長官は會議への出席を許されなかったが、大統領の許可を得てポツダムに押しかけ、七月一六日以後、原子爆弾の実験成功と関連する問題について重要な助言をすることになったのである。<sup>53</sup>

ポツダム会談の主要な議題は、ドイツ降伏に伴うヨーロッパの戦後処理であった。スターリンが會談の場所としてポツダムを選択したのは、ソ連がヨーロッパ戦域で支払った犠牲の大きさを見せつけ、それに見合うだけの獲得物を米英に承認させるためであったとされる。しかし、新しい極東での戦争が目前に迫っており、対日参戦の政治条件の履行を確実にすることも、スターリンにとって重大な関心事であった。また、それと関連する最大の懸念材料は、中国との交渉が難航するなかで、日本の早期降伏の可能性が表面化したことであった。事実、スターリンは日本の降伏意思をだれよりも早く、まただれよりも正確に知りうる立場にあった。なぜならば、日本政府がソ連を仲介者とする和平工作を推進し、ポツダム會談前の七月一三日に、その戦争終結意思が佐藤駐ソ大使を通じて明確な形でソ連政府に伝えられたからである。もしソ連が対日戦争を開始する前に日本が降伏してし

まえば、ヤルタ会談で承認され参戦の政治代償は白紙に還元されざるをえなかったのである。<sup>(54)</sup>

もちろん、米国にとつても、対日戦争の早期終結は現実の可能性になりつつあった。暗号文書の解説によつて、わずか数日の遅れで、米国は日本がソ連に和平の斡旋を依頼した事実を知り、七月二六日のポツダム宣言発表以前に、日本の早期降伏に対応する軍事作戦が準備され始めたのである。しかし、その間にも、国務省はソ連の対日参戦が極東情勢に及ぼす政治的影響を検討し続けた。朝鮮独立問題に関して最も重視されたのは、ポツダム会談でソ連からカイロ宣言支持の確約を取り付けることであつた。その他にも、「朝鮮の暫定管理と予想されるソ連の態度」、「朝鮮の戦後政府」などと題するブリーフィング・ペーパーが作成された。それらの報告書は必ずしも前出の政策文書ほど詳細なものではなかつたが、ソ連が暫定政府の主導権を要求し、その他の国に名目的な発言権しか認めない可能性を想定し、その場合には、「朝鮮を信託統治地域に指定して、国際連合機構自体の権威の下に置くことが望ましいだろう」と指摘していた。これは後に実行に移されることになる朝鮮独立問題の国連付託案であつた。また、朝鮮の戦後政府についても、連合国が共同で代表する軍事政府から始まつて、暫定的な国際的監督機構を経て、自由で独立した朝鮮に至ることを確認していた。<sup>(55)</sup>

また、米政府の要人たちがポーランド問題からの類推を共有したことも重要である。例えば、七月八日、ハリマン大使は大統領と国務長官に「提案中の四大国による朝鮮信託統治の性質に関する詳細な討議のための準備がなされるべきである」と主張したし、ステイムソン陸軍長官も朝鮮に「ソ連の支配する現地政府」が樹立されることを懸念して、七月一六日、すなわちポツダム会談開幕の前日、大統領に朝鮮信託統治を推進するように進言した。ソ連がすでに一個ないし二個の朝鮮人師団を訓練し、それを朝鮮で使用しようとしているとの情報に基づいて、ステイムソンは朝鮮問題を「極東に移植されたポーランド問題」と表現し、「信託統治の期間中、少なくとも名目的な米国の地上兵ないし海兵が朝鮮に駐屯する」ことが必要であると主張したのである。ただし、興

味深いことに、対ソ不信の拡大にもかかわらず、朝鮮の分割管理や対ソ共同行動の放棄が検討された形跡は存在しない。むしろ、政府要人たちはそれまで以上に信託統治による朝鮮の中央管理に執着し、ポツダム会談で、それに関するソ連の同意を取り付けるように主張したのである。<sup>(56)</sup>

他方、ソ連は別の観点から朝鮮信託統治に関する討議を必要とし、そのことが中国を刺激していた。六月三日、ヤルタ協定で認められたソ連の権益に関する宋子文外相との会談で、スターリンが四大国による朝鮮信託統治を確認したとき、それに同席したモロトフは「これは類例のない合意であるので、詳細な合意に到達することが必要になるだろう」と介入したのである。それに加えて、スターリンは「外国の部隊や外国の警察が存在するべきではない」と明言した。そのために、宋子文はソ連がシベリアで訓練した朝鮮人部隊やソ連式に訓練した政治家要員を朝鮮に導入するつもりであると理解し、ハリマン駐ソ大使に「これらの条件の下では、四カ国の信託統治であっても、ソ連は朝鮮問題の支配権を獲得するだろう」との強い懸念を表明したのである。すでに紹介したスティムソンの懸念、とりわけ「信託統治の期間中、少なくとも名目的な米国の地上兵ないし海兵隊が朝鮮に駐屯する」との主張には、この中ソ会談の内容が反映されていたのである。<sup>(57)</sup>

宋子文に予告したとおり、ポツダム会談において、モロトフはアフリカおよび地中海のイタリア植民地や国際連盟の委任信託統治領についての意見交換を要請し、そのときに朝鮮問題に言及した。モロトフはそれらをサンフランシスコ会議で原則的に合意された信託統治制度と関連させて、七月二二日の第六回本会議で提起したのである。もちろん、この段階では、ソ連の関心は地中海に集中していた。モロトフはイタリアが植民地を完全に喪失したとの報道に言及し、「だれがそれを引き受け、どこでそれが決められたのか」と問い詰め、それらを外相会議で詳細に検討し、具体的な提案を作成するように要求したのである。したがって、なぜモロトフが朝鮮に言及したのかは明確でないが、それがイタリア植民地だけでなく、香港、インドシナなど、その他の戦略的地域の

信託統治およびそれへのソ連の参加を念頭に置くものであったことは間違いないだろう。<sup>(58)</sup>

しかし、チャーチルはそれらの問題を新たに設立される国際連合機構で討議するように主張し、英国が多大な犠牲を払って、ほとんど単独でリビア、キレナイカ、そしてトリポリを解放したことに注意を喚起した。また、スターリンの執拗な要求に対して、「ソ連がアフリカの広大な沿岸地帯を獲得したがっているとは考えなかった」と反論した。これに対して、スターリンはソ連代表団がサンフランシスコ会議で信託統治領の受け取りについて希望を表明していた事実を告げ、改めてこれらの問題を外相会談に付託するように主張した。激しい議論の結果、トルーマンがソ連の主張に同意して、チャーチルもそれに追従した。しかし、米英側はソ連が東ヨーロッパに勢力圏を設定するだけでなく、トルコに基地を求め、さらにイタリア植民地の信託統治化とそれへの参加を示唆したことを警戒せざるをえなかったのである。会議に出席したハリマンは、翌日のステイムソン、マックロイ、バンディ (Bundy, McGeorge) との会合で、英仏が香港とインドシナの信託統治に反対し続ければ、「ソ連はおそらく朝鮮の信託統治案を取り下げ、その単独支配を要求するだろう」と警告した。<sup>(59)</sup>

さらに、翌日、すなわち七月二三日に開催された三国外相会談でも、モロトフは再びイタリア植民地問題を取り上げ、「もしそれがイタリアから分離されるならば、米英、英国およびソ連による共同の信託統治が設立されるべきである」ときわめて率直にソ連の参加を要求した。それに対して、イーデン外相はイタリアが敗戦国であるかどうかがまず決められるべきであり、旧植民地がイタリアに返還されないのであれば、国際連合機構が信託統治の形態を決定するかもしれないと主張した。また、英国政府はいまだに一部あるいはすべての植民地がイタリアから剥奪されるべきかどうかを決定していないと述べた。バーンス國務長官はイタリアとの平和条約締結は新たに設置される米英ソ中仏の外相理事会 (the Council of Foreign Ministers) の最初の仕事であると指摘し、そこで植民地の処理、トリエステ境界線、その他のイタリア領土に関する決定がなされなければならないと主張

した。こうして、これらの問題は九月初めにロンドンで開催される最初の外相理事会の議題とされたのである。<sup>(60)</sup>

ハリマンやスティムソンの要請にもかかわらず、ポツダム会談で朝鮮信託統治が議論されることはなかった。イタリア植民地に対するソ連の強い要求に接して、トルーマンやバーンズはそれを取り上げることが賢明でないと考えたのだろう。ただし、ポツダム会談開始の前日、すなわち七月一六日にアラモゴルドで原子爆弾の実験が成功したことが、二人の態度に影響を及ぼした可能性も排除できない。なぜならば、日本本土への原爆投下によって、ソ連の参戦以前に日本が降伏すれば、宋子文がスターリンに譲歩する必要がなくなるだけでなく、朝鮮に「ソ連が支配する現地政府」が樹立される可能性も消えるからである。七月一八日、トルーマンは「ソ連が介入する以前に日本は手を上げるだろう。マンハッタン（原子爆弾）が本土上空に出現すれば、彼らは確実に降伏する」（カッコ内引用者）と記したし、七月二六日、とくに大連や旅順に言及しながら、バーンズも「ソ連が入り込む前に日本問題を終了させることを熱望する」と語っていた。また、信託統治問題が議論される前日の七月二一日には、原爆実験の詳細に関するグロブス（Groves, Leslie Richard）将軍の「計り知れないほど強力な文書」が大統領の下に届けられている。<sup>(61)</sup>

### おわりに

第二次世界大戦の時間的な枠組、すなわちヨーロッパでの戦争が先行し、太平洋での戦争が後続したという単純な事実ほど、戦後東アジアの形成に大きな影響を及ぼしたものはないかもしれない。少なくとも米英両国に関する限り、事実上、対日戦争の目的はそれが開始される以前に大西洋憲章によって定義されていたし、一九四三年一二月のカイロ宣言を通じて、それに蒋介石の中国が加わることになったからである。朝鮮独立は、理念的に

は、満州や台湾および澎湖島の中国への返還とともに、これら二つの宣言の戦後世界への適用の問題にほかならなかったのである。しかし、中ソ両国の戦略的な利益が錯綜するという地政的な条件と朝鮮国内の政治経済その他の条件のために、ルーズベルト大統領も米國務省も朝鮮の即時独立が可能であるとは考えなかった。また、海外にある朝鮮独立運動が十分に統合されているとも、それが朝鮮人民の自由に表明された意思を反映しているとも考えなかった。さらに、インド独立問題を抱える英国が朝鮮の即時独立に反対していた。したがって、朝鮮を暫定的に四大国の信託統治の下に置くことによって、その将来の独立と地域的な安定を確保するというルーズベルトの構想は、理想主義と権力政治、すなわち民族自決と勢力均衡を調和させるための試みであったといえるだろう。そのような政治戦略を超えて、米國が朝鮮半島に軍事的な野心を抱いた形跡は存在しない。

最大の問題は、スターリンの指導するソ連との間に共同行動が可能であるかどうかであった。確かにスターリンはテヘランとヤルタで朝鮮信託統治に同意したが、ここでも、第二次世界大戦の時間的な枠組、すなわち対日戦争が終結する以前にドイツが降伏し、最大の「共通の敵」が消滅したことが、ヨーロッパのみならず、世界各地で米英とソ連の間の共同行動を困難にしたのである。朝鮮独立問題にとりわけ大きな影響を及ぼしたのは、ポーランドで自由選挙を実施する問題であった。なぜならば、民族自決と勢力均衡の調和を目指すという点において、二つの問題は本質的に共通していたからである。言い換えれば、スターリンがポーランドで民族自決主義を踏みにじる姿をみて、朝鮮独立問題は「極東に移植されたポーランド問題」として認識されたのである。しかし、もしそのような指摘が正しければ、スターリンが四大国による朝鮮信託統治に関する合意を尊重する可能性は、ソ連の対日参戦以前に第二次世界大戦が終結し、米國が単独で朝鮮を占領する場合に限られたのかもしれない。それ以外の場合には、イタリア植民地の信託統治問題にみられたように、朝鮮での対ソ共同行動はその他の地域での米英側の大きな政治的譲歩を必要としたからである。結局のところ、朝鮮の将来はだれがそこを軍事的に占

領するかに大きく左右されることになったのである。

首脳会談における戦後構想をめぐる議論ほどではないが、その間に進展した国務省内の政策研究を通じて、米国の戦後朝鮮政策が段階的に形成されたことも注目に値する。大西洋憲章で表明された民族自決原則の朝鮮への適用、カイロ宣言方式による朝鮮の自由・独立に関する決意の表明、それを実現するための信託統治に関する研究などは、決してルーズベルト大統領一人の手になるものではなかったのである。また、日本降伏後に米ソ両軍がそれぞれ南北朝鮮に進駐することが必ずしも予想できないような状況の下で、朝鮮での軍事作戦とその後占領行政に関しても、国務省はそれをできる限り四大国による共同行動によって統一的に実施し、信託統治への移行を容易にしようとした。米国政府が大韓民国臨時政府の承認を回避し続け、それを含むいかなる独立運動団体にも積極的に関与しなかつたのは、朝鮮人民に対して戦後に樹立される政府の「究極的な形態や人的構成を選択する権利」を保証するためだけでなく、そのことが戦後の朝鮮に関する国際的な共同行動や中央管理を容易にすると考えたからである。言い換えれば、日本の降伏後、米国の朝鮮政策はこれらの戦後構想や政策原則によって織り上げられることになったのである。それが多くの困難に直面したことはいうまでもない。<sup>(62)</sup>

(1) 李炫熙『大韓民国臨時政府史』、集文堂、ソウル、一九八二年、三三四、四五―一四五二頁。大西洋憲章が米国の日本・極東専門家の戦後構想に及ぼした影響も過小評価されるべきでない。後にカイロ宣言で表明される日本領土処理や民族自決原則などは、その衝撃の下で検討され始めたのである(五百旗頭真『米国の日本占領政策』上巻、中央公論社、一九八五年、二二六―二三三ページ)。Rhee to Hornbeck, December 9, 1941, 895.01/54, Decimal File 1940-44, Central Records of the Department of State, RG 59, National Archives. 李承晩の書簡は「信任状」の実物を提出し、その手続きの可否を問うものであった。ただし、「信任状」の日付は大韓民国二三年(一九四一年)六月四日であり、それは極東部のファイルに留められた。また、重慶では、一月二日に臨時政府の趙素昂外務部

- 長がルーズベルト大統領あての書簡を持参して米国大使館を訪問し、臨時政府の承認を要請した (Gauss to Hull, December 20, 1941, Decimal File 895. 01/48)。
- (2) Radio Address by the President of the United States, February 23, 1942, *Department of State Bulletin*, Vol. VI, No. 140 (February 28, 1942), pp. 186-188; Address by the Secretary of State, July 23, 1942, *ibid.*, Vol. VII, No. 161 (July 25, 1942), p. 642.
- (3) William R. Langdon, "Some Aspects of the Question of Korean Independence," February 20, 1941, Decimal File 895. 01/79.
- (4) *Ibid.*, James Irving Matray, *The Reluctant Crusade: American Foreign Policy in Korea, 1941-1950*, University of Hawaii Press, 1985, pp. 8-9.
- (5) 長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係―朝鮮独立運動とアメリカ 1910-1922』、平凡社、二〇〇五年、八二―八三ページ。五百旗頭真『米国の日本占領政策』上巻、七三ページ。ラングドン覚書に添付された極東部メモは、ウェルズ国務次官を含めて、国務省のすべての関係者に覚書への留意を要請していた。また、これ以後、国際的信託統治を最も包括的に論じたのはウェルズであった。第二次大戦終結後、アジア太平洋全域での国際関係の根本的な再調整が不可欠になるとの観点から、戦後に設立される世界機構と関連させつつ、ウェルズはこれらの地域を「やがて」独立国に復帰する朝鮮、近い将来に自治を享受できるインドやオランダ領東インド、いまだに十分に発展していないビルマ、マラヤ、フランス領インドシナ、依然として未開を脱していない南西太平洋諸島に分類して、それらに国際的信託統治を適用する可能性を論じたのである。そこには、国際連合機構や地域的な権力政治についての認識とともに、明らかに、被支配地域の発展段階についての認識が存在した。See, Sumner Wells, *The Time for Decision*, New York: Harper & Brothers, 1944, pp. 297-304; Robert Dallek, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945*, New York: Oxford University Press, pp. 536-537.
- (6) Langdon, "Korean Independence." ただし、金日成も崔賢も、この頃には満州を脱出してソ連軍に収容され、ハバロフスク郊外で野営訓練に励んでいた。東満州での二人の抗日闘争が知られていたのは、一九三七年六月に朝鮮国内に浸透して、国境に近い普天堡の駐在所を襲撃した事件のためだろう。その詳細については、和田春樹『金日成

- と満州抗日戦争』(平凡社、一九九二年、一八三—一八九頁)を参照されたい。
- (7) Hull to Gaus, December 22, 1941, Decimal File 895. 01/54; Gaus to Hull, January 12, 1942, Decimal File 895. 01/56; Gaus to Hull, February 12, 1942, Decimal File 895. 01/61; Matthews to Hull, February 28, 1942, Decimal File 895. 01/73.
- (8) 「対韓国在華革命力量扶助運用指導方案」、秋憲樹編『史料・韓国独立運動』第一巻、延世大学校出版部、ソウル、一九七一年、六七—六七三頁。崔鍾健編・訳『大韓民国臨時政府文書輯覧』、知人社、ソウル、一九七六年、六四—六七頁。鐸木昌之「朝鮮民族解放運動をめぐる国際関係—中国共産党および中国政府を中心に—」、中村勝範編著『近代日本政治の諸相—時代による展開と考察—』、慶應通信、一九八九年、三二五—三二八頁。Gaus to Hull, “Disunity Among Korean Independence Groups,” May 16, 1942, Decimal File 895. 01/130.
- (9) 胡春恵「中国為韓国独立問題在外交的奮闘」、王大任・林秋山主編『中華文化論集』、中華學術院韓国研究所、台北、一九七五年、三六頁。孫科「韓国独立問題」、秋憲樹編『史料・韓国独立運動』第一巻、五三一—五三六頁。Gaus to Hull, April 10, 1942, Decimal File 895. 01/96.
- (10) Roosevelt to Welles, April 8, 1942, *Foreign Relations of the United States* (Hereafter cited as *FRUS*), 1942, Vol. 1, p. 869. 同年一〇月までに、中国側は二つの独立運動団体との接触の窓口を呉鉄城・国民党中央執行委員会秘書長の下に一本化した(国民政府軍事委員会快郵代電、一九四二年一〇月九日、秋憲樹編『史料・韓国独立運動』第一巻、六七三—六七四頁)。
- (11) Christopher Thorne, *Alies of a Kind: The United States, Britain, and the war against Japan, 1941—1945*, London: Hamish Hamilton, 1978, pp. 231—240; Gaus to Hull, May 16, 1942, Decimal File 895. 01/130.
- (12) Wells to Roosevelt, April 13, 1942, *FRUS, 1942*, pp. 870—872; Gaus to Hull, April 18, 1942, *ibid.*, pp. 872—873. Gaus to Hull, May 8, 1942, *ibid.*, p. 875.
- (13) Hull to Roosevelt, April 29, 1942, *ibid.*, p. 873; Hull to Gaus, May 1, 1942, *ibid.*, pp. 873—875; Gaus to Hull, May 8, 1942, *ibid.*, p. 875.
- (14) Memorandum of Conversation by Hull, March 27, 1943, *FRUS 1943*, Vol. III, pp. 37.

- (15) Anthony Eden, *The Reckoning*, Boston: Houghton Mifflin, 1965, pp. 436–368; Memorandum of Conversation by Hopkins, March 27, 1943, *FRUS 1943*, Vol. III, pp. 38–39; Robert E. Sherwood, *Roosevelt and Hopkins: An Intimate History*, New York: Harper and Brothers, 1948, pp. 706–719.
- (16) Draft of Letter From Latimore to Chiang Kai-shek, *FRUS, 1942, China*, pp. 185–186.
- (17) Roosevelt, “Radio Address on the 7th Anniversary of the Philippines Commonwealth Government,” November 15, 1942, *Public Papers of the Presidents of the United States: Roosevelt*, Vol. XI, p. 475.
- (18) P Minutes 20, August 1, 1942, *Post World War II Foreign Policy Planning: State Department Records of Harley A. Natter, 1939–1945*, microform, Division of Special Research, Department of State. 五百旗頭真『米国の日本占領政策』上巻、七二—七三頁。入江昭『日米戦争』中央公論社、一九七八年、一一六—一一八頁。
- (19) 『蔣介石秘録』第一四巻、サンケイ新聞社、一九七七年、五二—六〇頁。宋美齡は蔣介石の「分身」として一月二七日にニューヨークに到着し、七〇日余りの療養の後、二月一七日からホワイトハウスに滞在しつつ米国議会に演説し、その後米全国各地とカナダを巡回講演した。Memorandum of Conversation by Hornbeck, September 28, 1943, *FRUS, 1943, China*, pp. 133–137; Minutes of the President’s Meeting With the Joint Chiefs of Staff, November 19, 1943, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, p. 257.
- (20) U.S. Delegation Memorandum, November 23, 1943, *ibid.*, p. 376; W. Averell Harriman and Elie Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin, 1941–1946*, New York: Random House, 1975, pp. 261–262; Department of State Minutes, August 20 and 21, 1943, *FRUS, 1943, Washington and Quebec*, pp. 914 and 919; Memorandum by Pasvolsky, August 18, 1943, *ibid.*, p. 717; Conference Note, August 21, 1943, *ibid.*, pp. 926–927; Memorandum by pasvolsky, August 18, 1943, *ibid.*, pp. 926–927; Cordell Hull, *The Memoirs by Cordell Hull*, Vol. II, Macmillan, 1948, pp. 1237–1238, 1304–1305, 1596.
- (21) Final Text of the Communiqué, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, pp. 448–449.
- (22) 五百旗頭『米国の日本占領政策』上巻、一五五—一六一頁。
- (23) Chinese Summary Record, Roosevelt–Chiang Dinner Meeting, November 23, 1943, *FRUS, 1943, Cairo*

- and Teheran*, pp. 322-325. 二四日、王寵恵がホプキンスに手交した中国政府の覚書は、「朝鮮に関する両首脳の話」を「中国、英国、米国は戦後の朝鮮独立を承認すべきである。この朝鮮独立承認のための合意への連の参加はいつでも歓迎される」と記録しつつある (Memorandum by the Chinese Government, November 24, 1943, *ibid.*, p. 389)。
- (24) American Draft of the Communiqué With Amendments by Roosevelt, American Draft of the Communiqué With Amendments by Hopkins, and Revised American Draft of the Communiqué, *ibid.*, pp. 399-404; *The Diaries of Sir Alexander Cadogan, 1938-1945*, Edited by David Dilks, G. P. Putnam's Sons, 1971, p. 577. 梁敬鎭『開羅會議』台湾商務印書館、台北、一九七三年、一三九—一四二頁。
- (25) British Draft of the Communiqué, *ibid.*, p. 404; *The Diaries of Cadogan*, p. 578. 梁敬鎭『開羅會議』、一四三—一四五頁。五百旗頭『米国の日本占領政策』上巻、一六八—一六九頁。神谷不二は“in due time”と区別して、“in due course”を「しかるべき順序を経つ」と訳すべきだと指摘した。英国側が付与しようとしたニュマンズは、そのよびなものであったのだらう。神谷不二『現代国際政治の視角』、有斐閣、昭和四一年、三七—三九頁。
- (26) T-319, “Korea: Problems of Independence,” May 26, 1943, *The Occupation of Japan, Part 1*: U.S. Planning Documents, 1942-1945, microform, Congressional Information Service, 1981, 16p; *United States Statutes at Large*, Vol. XXX, Washington, D. C.: Government Printing Office, 1899, pp. 738-739. 五百旗頭『米国の日本占領政策』上巻、一五五—一五七頁。
- (27) Roosevelt-Churchill-Stalin Luncheon Meeting, November 30, 1943, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, p. 566.
- (28) Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, pp. 776-777; Minutes of a Meeting of the Pacific War Council, January 12, 1944, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, p. 869. 入江昭『日米戦争』、一一八頁。
- (29) New York Times, December 2, 1943; Gauss to Hull, December 7, 1943, Decimal File 895. 01/315.
- (30) “Foreign Policy of the United States.” Address by the Secretary of State, April 9, 1944, *Department of State Bulletin*, Vol. X, No. 251 (April 15, 1944), p. 339; Gauss to Hull, May 19, 1944, Decimal File 895. 01/338;

- Hull to Gauss, June 12, 1944, Decimal File 895. 01/340.
- (35) *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, pp. 489 and 500; *Ibid.*, p.566. 五百旗頭『米国の日本占領政策』上巻 一四九—一五一、一六九—一七五頁。
- (36) Preliminary Political and Policy Questions Bearing on Civil Affairs Planning for the Far East and Pacific Area, February 18, 1944, *FRUS, 1944*, Vol. V, pp. 1190-1194.
- (37) "Korea: Occupation and Military Government: Composition of Forces," March 29, 1944, *ibid.*, 1224-1228.
- (38) Korea: Political Problems: Provisional Government, May 4, 1944, *ibid.*, pp. 1239-1242. 五百旗頭『米国の日本占領政策』下巻 五—一〇頁。また「e. 日本人の技術要員の残留に対してはどのような政策がとられるか」との質問に対しても 三月二十九日「朝鮮—占領と軍事政府・日本人技術者」(“Korea: Occupation and Military Government: Japanese Technical Personnel”)と題する政策文書が作成され、戦後計画委員会に承認された。See, 2-A-44, *The Occupation of Japan*, 5p. *ろふじ*。同委員会の下部機関である特別政治局領土研究部門のポートンは一月に「朝鮮—内部的政治構造」(“Korea: Internal Political Structure”)と題する論文を公表し、「日本の朝鮮支配がどれほど徹底し、朝鮮人の自治の経験がどれほど制限されているか」を論じた。信託統治化のための理論武装 *たふふ*。See, *Department of State Bulletin*, Vol. XI, No.281, pp. 578-583.
- (39) "Inter-Allied Consultation Regarding Korea," Briefing Book Paper, *FRUS, 1945, Malta and Yalta*, pp.358-361.
- (40) Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, pp. 843-845, 849, 866. 五百旗頭『米国の日本占領政策』下巻 八一—八二頁。
- (41) Roosevelt-Stalin Meeting, February 8, 1945, *FRUS, 1945, Malta and Yalta*, pp. 766-771.
- (42) *Ibid.*
- (43) 五百旗頭『米国の日本占領政策』上巻 八〇—八一頁および下巻 七一頁。
- (44) Walter Millis ed. with B. S. Duffield, *The Forrestal Diaries*, New York: Viking Press, 1951, p.56; Harriman and Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin*, p. 461.

- (41) Milovan Djilas, *Conversations with Stalin*, London: Rupert Hart-Davis, 1962, p. 105; William Taubman, *Stalin's American Policy: From Entente to Cold War*, New York: Norton, 1982, pp. 90-91.
- (42) Harriman and Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin*, pp. 397-399; Herbert Feis, *Churchill Roosevelt Stalin: The War They Waged and the Peace They Sought*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1966, pp. 505-518.
- (43) Harry S. Truman, *Year of Decisions*, Volume One of Memoirs by Truman, New York: Doubleday, 1955, pp. 4-8. 五百旗頭『米国の日本占領政策』下巻、九六一—一〇二頁。ただし、ルースベルト政権から引き継いだ一〇名の閣僚のうち、六カ月後にその任務にあったのは、フォレストル海軍長官、イッキーズ内務長官およびウォーレス商務長官の三人だけであった。See, Donald R. McCoy, *The Presidency of Harry S. Truman*, University Press of Kansas, 1984, pp. 19-20.
- (44) John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, New York: Oxford University Press, 1987, p. 30; John Lewis Gaddis, *The Cold War: A New History*, New York: Penguin Books, 2005, pp. 20-21, 26-27; McCoy, *The Presidency of Truman*, pp. 28-29.
- (45) McCoy, *The Presidency of Truman*, pp. 15-17, 29-30. 五百旗頭『米国の日本占領政策』下巻、一四一—一四四頁。長谷川毅『暗闘—スターリン、トルーマンと日本降伏』中央公論新社、二〇〇六年、一〇二—一〇七、一一三—一一四頁。Gaddis, *The Long Peace*, pp. 30-31.
- (46) 長谷川『暗闘』一一四—一二五頁。William O. McCagg, Jr., *Stalin Embattled, 1943-1948*, Detroit: Wayne State University Press, 1978, pp. 190-191; Harriman and Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin*, pp. 457-461; Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, pp. 885-887.
- (47) Harriman and Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin*, pp. 461-462; Millis ed. with Duffield, *The Forrestal Diaries*, p. 56.
- (48) *FRUS, 1945*, Vol. VII, pp. 869-870; Joseph G. Grew, *Turbulent Era: A Diplomatic Record of Forty Years, 1904-1945*, Vol. II, ed. by Walter Johnson, Boston: Houghton Mifflin, pp. 1455-1457. 各々、スナイマンの回

答については、小此木政夫「三八度線設定の地政学——対日軍事作戦と国際政治——」（慶應義塾大学法学部編『慶應の政治学・国際政治』六七—六八頁）を参照されたい。

- (46) *FRUS, 1945*, Vol. VII, pp. 878-883.
- (47) Memorandum of 3rd Conversation at Kremlin, May 28, 1945, *FRUS, Berlin, 1945*, Vol. I, pp. 41-47; Cabled Summary by Hopkins, quoted from *Roosevelt and Hopkins*, pp. 902-903.
- (48) *Ibid.*, p. 47.
- (49) McCloy to Grew, May 27, 1945, *FRUS, 1945*, Vol. VII, pp. 884-887. ただし、メンタローは信託統治期間中に許容される各国の駐留兵力の上限を一万名に引き上げようとした主張をした。
- (50) Truman, *Year of Decisions*, pp. 190-191, 334-339, 五百旗頭『米国の日本占領政策』一九四頁。
- (51) 長谷川『雷圖』二〇二—二〇三、二一七—二二〇頁。
- (52) *FRUS, The Conference of Berlin, 1945*, Vol. I, pp. 310-314.
- (53) Harriman to Truman and Byrnes, July 9[8], 1945, *ibid.*, p. 234; Stimson to Truman, July 16, 1945, *FRUS, Berlin, 1945*, Vol. II, p. 631.
- (54) Harriman to Truman and Byrnes, July 3, 1945, *FRUS, 1945*, Vol. VII, pp. 912-914.
- (55) Thompson's Minutes, Sixth Plenary Meeting, July 22, 1945, *FRUS, Berlin, 1945*, Vol. II, pp. 252-253.
- (56) *Ibid.*, pp. 254-256; Footnote 51, *ibid.*, p. 260.
- (57) Department of State Minutes, Sixth Meeting of the Foreign Ministers, July 23, 1945, *ibid.*, pp. 281-283.
- (58) Millis ed. with Duffield, *The Forrestal Diaries*, p. 78; "Was A-Bomb on Japan a Mistake?," An Interview with James F. Byrnes, *U.S. News & World Report*, August 15, 1960; Robert H. Ferrell, ed., *Off the Record: The Private Papers of Harry S. Truman*, New York: Harper & Row, 1980, pp. 53-54; Herbert Feis, *Between War and Peace: The Potsdam Conference*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1960, pp. 164-171; Barton J. Bernstein, ed., *The Atomic Bomb: The Critical Issues*, Boston: Little, Brown and Company, 1976, pp. 109-110; J. Samuel Walker, *Prompt & Utter Destruction: Truman and the Use of Atomic Bombs against Japan*,

Chapel Hill and London: the University of Northern Carolina Press, 1997, pp. 56-65. 呉忠根「戦時米ソ交渉における朝鮮問題」、『法学研究』（慶應義塾大学法学部）第五六巻第六号（一九八三年六月）。

(2) Statement by Acting Secretary of State, "Review of Policy Regarding Korea," June 10, 1945, *Department of State Bulletin*, Vol. XII, No. 311 (June 10, 1945), pp. 1058-1059.

\*筆者は『法学研究』第七五巻第一号（平成一四年一月）に「朝鮮信託統治構想―第二次大戦下の連合国協議―」と題する論文を寄稿した。本稿は、それを土台にしつつ、新しい視角と史料によって新たに書き下したものである。